

# 令和4年度

## お茶の水女子大学 アバナード奨学金

### 募集要項 (大学院生対象)

本奨学金は、アバナード株式会社様からの寄附に基づき、本学で理工系分野を志望する学生に対し、入学後の経済的支援を行うことを目的とする返済不要の給付型奨学金です。奨学金を申請し、内定した方は入試合格・入学後に所定の手続きを取ることで、奨学生として採用されます。

#### ◆申請資格 以下の1～2のすべてを満たす者

1. 令和4年3月に本学の学部を卒業見込みの者で、引き続き以下の大学院博士前期課程各専攻に進学する予定の日本国籍を有する者  
・**ライフサイエンス専攻、理学専攻、生活工学共同専攻**
2. 成績・人物とも優秀（学部の成績証明書のGPAが2.8以上）で、修学上の経済的支援が必要と認められる者

注 経済状況について…保護者（またはこれに代わって家計を支えている者）の収入・所得の合計が、p.3の表に概ね当てはまる者が対象になります。

#### ◆給付額 1年につき25万円（在籍中50万円を限度）※返済不要

#### ◆採用予定者数 5人

#### ◆申請方法

1. 申請期間 

令和3年9月21日（火）～ 令和3年10月11日（月）
-----------------------------

2. 申請方法

申請者は、下記の提出書類（「7. 指導教員の推薦書」を除く）を学生・キャリア支援課（学生センター棟2階）へ紙媒体により提出してください。郵送による提出も受け付けません（令和3年10月11日消印有効）。

「指導教員の推薦書（様式3）」については、申請者が指導教員へ作成を依頼し、指導教員が学生・キャリア支援課メールアドレス（gakusei@cc.ocha.ac.jp）へ電子媒体により提出してください。

#### ◆提出書類

（申請者が紙媒体で提出）

1	令和4年度お茶の水女子大学アバナード奨学金申請書（様式1）
2	「博士前期課程進学目的及び研究計画について」（様式2）
3	世帯全員分の住民票（続柄が記載されているもの）
4	保護者又はこれに代わる者の令和2年分の「所得証明書」（市区町村役場発行） * 所得証明書の代わりに「令和2年分源泉徴収票」又は「令和2年分確定申告書（控）」の写しでも可。（確定申告書（控）には税務署受付印必須） * 保護者欄に記載のある方で令和2年に収入がない方については、必ず「非課税証明書」を提出すること。
5	学部の成績証明書
6	経済状況の申告に必要な証明書類（p.3参照・該当者のみ）

（指導教員が電子媒体で提出）

7	指導教員推薦書（様式3）
---	--------------

◆結果通知

令和3年10月～11月に審査を行い、本人に通知します。

**(本奨学金の内定は本学大学院の合格を保証するものではありません。)**

奨学生の内定を受けた方は、本学入学後に奨学生採用手続きを行うことにより、正式に採用が決定します。

◆奨学金授与式

大学院入学後、奨学生採用者に別途お知らせします。

◆その他

※日本学生支援機構奨学金、その他併給可能な他機関の奨学金、及び入学金免除や授業料免除と併願・併用可能です。

※奨学生に採用された方は、各年次終了時に報告書(直近の収入に関する書類を添付)と成績証明書を提出していただきます。

未提出者及び成績が基準(上位1/3以内)を満たしていない場合は、翌年度の奨学金を授与しない場合があります。

※休学した場合は、休学開始日以降の奨学金は授与いたしません。

※提出された申請書類は、一切返却いたしません。

※申請書類に記載されている個人情報、本奨学金業務に限定し利用するものであり、その他の目的に使用することは一切ありません。

※社会情勢によっては提出方法や結果通知時期が変更となる場合があります。

(問い合わせ先)

お茶の水女子大学 学生・キャリア支援課

TEL 03-5978-5148

MAIL [gakusei@cc.ocha.ac.jp](mailto:gakusei@cc.ocha.ac.jp)

## ◎経済状況について

保護者（またはこれに代わって家計を支えている者）の収入・所得の合計から規定された特別控除額（家族構成、家庭状況により異なる）等を差し引いた金額が、収入基準以下である方が対象になります。収入・所得の上限の目安はおよそ以下の表の金額以内です。

（単位：万円）

兄弟・姉妹の有無	学種	給与収入 (源泉徴収票の支払金額)		給与以外の収入 (所得証明書の営業等所得)		
		本人の通学形態		本人の通学形態		
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	
なし		433	500	129	176	
あり（1名）	小学校	477	544	160	207	
	中学校	499	566	175	222	
	高等学校	国公立	489	556	168	215
		私立	559	626	217	264
	大学	国公立	539 <b>【606】</b>	606 <b>【673】</b>	203 <b>【250】</b>	250 <b>【297】</b>
私立		623 <b>【690】</b>	690 <b>【757】</b>	262 <b>【309】</b>	309 <b>【356】</b>	

※想定している世帯構成…本人、父、母（無職無収入）、〔兄弟・姉妹1名〕

※【 】内は、兄弟・姉妹が自宅外通学の場合。

なお、以下の項目に当てはまる方は、該当金額を上記の表に上乘せした金額が目安になります。

- ① 母子・父子世帯 …132万円～142万円 ※家庭状況による
- ② 障害のある者がいる世帯 …132万円～142万円 ※家庭状況による
- ③ 長期療養を要する者がいる世帯 …療養のため経常的に特別に支出している金額（実費）
- ④ 主たる家計支持者が別居中の世帯 …別居のため特別に支出している金額（最高71万円）
- ⑤ 震災、風水害等の被害を受けた世帯 …被害により支出増と認められる金額（実費）

（添付が必要な証明書類）

- (1) 就学中の兄弟・姉妹がいる世帯

在学証明書（小学生・中学生・自宅通学の公立高校生を除く）

- (2) 障害のある者がいる世帯

障害者手帳（写）（氏名及び障害の程度が分かる部分）

- (3) 長期療養を要する者がいる世帯

療養にかかった者の氏名記載がある領収書（写）

（申請時から過去6か月分まで。申請時点で療養を終えている者及び健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補填される金額は除きます。）

- (4) 主たる家計支持者が別居している世帯

単身赴任等で別居している者の氏名記載がある住居費、光熱水費の領収書（写）

（申請時から過去6か月分まで）

- (5) 震災、風水害等の被害を受けた世帯

罹災証明書（写）、被害により生じた実費を証明する領収書（写）

（申請時から過去6か月分まで。保険・損害賠償等によって補填される金額は除きます。）